

鳥取県告示第651号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成24年9月21日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																					
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき <u>50ケージ</u>までの利用に係る部分</td> <td>1ケージ1日につき <u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>1日につき <u>50ケージ</u>を超える利用に係る部分</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		区分	利用料	1日につき <u>50ケージ</u> までの利用に係る部分	1ケージ1日につき <u>200円</u>	1日につき <u>50ケージ</u> を超える利用に係る部分	略	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき <u>20ケージ</u>までの利用に係る部分</td> <td>1ケージ1日につき <u>700円</u></td> </tr> <tr> <td>1日につき <u>20ケージ</u>を超える利用に係る部分</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>		区分	利用料	1日につき <u>20ケージ</u> までの利用に係る部分	1ケージ1日につき <u>700円</u>	1日につき <u>20ケージ</u> を超える利用に係る部分	略								
区分	利用料																						
1日につき <u>50ケージ</u> までの利用に係る部分	1ケージ1日につき <u>200円</u>																						
1日につき <u>50ケージ</u> を超える利用に係る部分	略																						
区分	利用料																						
1日につき <u>20ケージ</u> までの利用に係る部分	1ケージ1日につき <u>700円</u>																						
1日につき <u>20ケージ</u> を超える利用に係る部分	略																						
<p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 開放機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">別記1に掲げる設備</td> <td>機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>一般機器を一括して使用する場合 1日につき 1,000円 (4時間以内の場合 500円)</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>別記2に掲げる設備</td> <td>1区画1日につき 100円</td> </tr> <tr> <td>別記3に掲げる設備</td> <td>1機器1日につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>		区分	利用料	別記1に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円	一般機器を一括して使用する場合 1日につき 1,000円 (4時間以内の場合 500円)	略	別記2に掲げる設備	1区画1日につき 100円	別記3に掲げる設備	1機器1日につき 100円	<p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 開放機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">別記に掲げる設備</td> <td>機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫、冷凍庫</td> <td>1区画1日につき 100円</td> </tr> <tr> <td>CO2インキュベーター、液体窒素凍結保存容器</td> <td>1機器1日につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>		区分	利用料	別記に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円	略	略	冷蔵庫、冷凍庫	1区画1日につき 100円	CO2インキュベーター、液体窒素凍結保存容器	1機器1日につき 100円
区分	利用料																						
別記1に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円																						
	一般機器を一括して使用する場合 1日につき 1,000円 (4時間以内の場合 500円)																						
	略																						
別記2に掲げる設備	1区画1日につき 100円																						
別記3に掲げる設備	1機器1日につき 100円																						
区分	利用料																						
別記に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円																						
	略																						
	略																						
冷蔵庫、冷凍庫	1区画1日につき 100円																						
CO2インキュベーター、液体窒素凍結保存容器	1機器1日につき 100円																						

- 1 略
- 2 利用料が1日当たりで計算される場合について、1日は午前9時から起算するものとし、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

2 略

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ
安全キャビネット
ドラフトチャンバー
オートクレーブ
乾熱滅菌乾燥機
小型冷却遠心機
スイング型冷却遠心機
大型遠心分離機
遺伝子導入装置
倒立型蛍光顕微鏡
倒立型生物顕微鏡
実体顕微鏡
生物顕微鏡
オールインワン顕微鏡
ゲル撮影装置
微量サンプル計測設備

- 1 略
- 2 利用料が1日当たりで計算される場合について、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

2 略

別記

クリーンベンチ
安全キャビネット
ドラフトチャンバー
オートクレーブ
乾熱滅菌乾燥機
冷却振とう培養機
大腸菌培養用インキュベーター
共焦点顕微鏡
染色体解析専用顕微鏡
動物麻酔器
血液生化学分析器
細胞分析機器
遺伝子実験機器
サンプル粉碎機器
切片作成機器
遠心分離機
顕微鏡
PCR
分光光度計

PCRマシン

分光光度計

2 専門機器

リアルタイムPCR

パラフィン包埋ブロック作製装置

マイクローム

遺伝子抽出装置

感染防止対策用クリオスタット

プレートリーダー

マイクロダイセクション

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

密閉式自動固定包埋装置

バイオサンプル粉碎装置

全自動万能型回転マイクローム

パラフィン溶融器

パラフィン伸展器

インキュベータ顕微鏡

超遠心分離機

血液生化学分析機

多検体サンプル粉碎器

発光ライブセルイメージングシステム

培養細胞リアルタイム発光計測装置

化学発光・蛍光検出機

超音波サンプル粉碎器

セルアナライザ

高感度冷却CCDカメラ

プログラムフリーザー

別記2

薬用冷蔵ショーケース

薬用保冷庫

超低温フリーザ

フリーザ

薬品器具棚

細胞保存用液体窒素タンク

別記3

冷却小型振とう培養器

冷却大型振とう培養器

大腸菌培養用インキュベーター

CO₂インキュベーター

附 則

この告示は、平成24年9月21日から施行する。